

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器スプレイ冷却ポンプ（D）入口弁のグランド部において、水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	廃棄物処理系廃液サージポンプ出口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	主復水器細管洗浄装置回収器（A1、A2）ベント弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	2号機	非常用ディーゼル発電機（2B）潤滑油タンク通気管において、フランジの腐食等が認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
5	2号機	廃棄物処理系カナル放出流量記録計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
6	3号機	連続ダスト放射線モニタ装置（B）系CH-7（タービン建屋地階ヒータエリア北側）において、動作不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	C	
7	4号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（A）点検時、ドレン弁（2台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	残留熱除去系熱交換器（A）出口導電率スイッチ付指示計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
9	4号機	主蒸気漏洩検出温度記録計カバーにおいて、ロック部の不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	ストームドレン系のカナル放出流量積算計において、動作不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
11	6号機	屋外原子炉再循環MG建屋換気系排気ファン（A）の出口温度警報リセットボタンに破損が認められたため、当該ボタンを交換	D	
12	6号機	原子炉建屋機器除染室換気空調系給気ダンパ点検時、駆動用レバーに外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	6号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機補助海水系ポンプ吐出ストレーナー（A）において、上蓋吊上げ用フックに外れ（1個／2個中）が認められたため、当該フックを取付	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	
14	6号機	所内ボイラブロータンク通気管において、腐食が認められたため、当該配管を塗装・修理	D	
15	6号機	燃料交換機による新燃料移動作業において、使用済燃料プールラック内に新燃料が着床していないにもかかわらず”着床”の表示が認められたため、対応検討	C	
16	集中環境施設	焼却工作建屋地下1階所内用空気系エアラインマスク用空気供給弁（F1101）において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	集中環境施設	焼却工作建屋地下1階所内用空気系エアラインマスク用空気供給弁（F1102）において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	集中環境施設	焼却工作建屋地下1階ろ過水供給弁（F552）において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）焼却灰処理用ドラム缶つかみ具において、スプリングの破損が認められたため、当該スプリングを点検・修理	D	
20	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）パイロットバーナ（No. 1、2）において、着火不良が認められたため、当該バーナを点検・清掃	D	
21	その他	使用済燃料共用プール設備1階のページング装置において、通話不能が認められたため、当該ページング装置を点検・修理	D	
22	その他	放射線管理区域退域時、電子式線量計（APD）のデータに欠測が認められたため、被ばく量の評価および対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで